平成２３年（フ）第５９号
山口県光市室積１丁目８番３―22号
債務者　橋本よし子
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第１９９号
和歌山市善明寺642番地の２　鳴滝団地12棟202
債務者　塩見　哲也
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１１９号
北海道上川郡東神楽町11号北６番地
債務者　北原　典明
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月27日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１５６号
北海道旭川市東鷹栖２条２丁目635番地の348
債務者　伊藤めぐみ
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月27日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１６０号
北海道旭川市豊岡６条１丁目２番７―17号　市住717号
債務者　池田　竜太
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月27日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１７２号
北海道旭川市南８条通22丁目1976番地の300　コーポタケウチ208号
債務者　間山　亮太
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月27日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５１４号
東京都八王子市川口町3926番地５
債務者　北原　照代
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月21日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第５１５号
東京都八王子市川口町3926番地５
債務者　北原　康弘
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月21日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第６００号
東京都青梅市野上町３丁目14番地の２コーポかすや102
債務者　宮崎　裕治
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月21日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１２９８号
横浜市南区蒔田町字三度台1026番地７　文明館102号室
債務者　小池　泰生
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２６２号
川崎市宮前区菅生４丁目12番１号　ガーデンハイツ宮前303、前住所川崎市宮前区菅生２丁目14番１―202号　リマスポット菅生
債務者　桂田　彩子
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月26日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第６９５０号
東京都足立区保木間５丁目33―５―202
債務者　工藤美穂子
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６９５４号
東京都新宿区百人町３丁目21―14　新栄マンションＡ棟304
債務者　吉岡　久雄
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６９５６号
千葉県市川市原木１丁目18―26―303
債務者　杉山　光男
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６９５７号
千葉県市川市原木１丁目18―26―303
債務者　杉山はるみ
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部